

大阪市建設局請負工事共通仕様書 1 共通編 第1章 総則	一部改訂 令和5年9月1日以降発注分より適用	—
改訂前	改訂後	
共－1－1－1－36 誓約書の提出について 受注者及び下請負人等は、暴力団員または暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。 共－1－1－2－1 現場代理人及び主任技術者(または監理技術者)等 2 前項に規定する現場代理人については、受注者の直接的な雇用関係にある自社社員であるとともに、かつ工事現場の運営、取締りが行える知識と経験を有する者を受注者は選任し、他の工事（この場合において、建設業法に規定される建設工事を含む。）に従事させてはならない（関連工事における随意契約を除く）。 また、営業所に置かれる経營業務の管理責任者、営業所に置く専任の技術者でないものとする。 3 受注者は、発注者が前項に規定する雇用関係を確認するため、現場代理人について「経歴書」及び「受注者に所属することを証する書面」届出書（公的に雇用関係を証するものの写しを添付する。以下同じ。）を所定様式により作成し、請負契約締結後 21 日以内に監督職員に提出しなければならない。また、現場代理人を変更したときも同様に提出（変更が生じた日から 10 日以内）しなければならない。 (公的書類例) - 健康保険被保険者証（所属会社の判るもの） - 標準報酬決定通知書 - 雇用保険における被保険者証 - 雇用保険における被保険者通知書（事業主通知用） - 市町村発行特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用） - その他、公的書類で雇用が確認できる書類 共－1－1－2－7 工事の一時中止 1 （省略） (1) ～ (4) (省略) (5) 発注者は、受注者が契約図書に違反し、または監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができるものとする。 (6) 前2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を作成のうえ、監督職員の承諾を得るものとする。 また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。 共－1－1－3－1 建設副産物 7 受注者は、請負代金額が一定額（100 万円）以上の場合、特定建設資材（加熱アスファルト混合物等）または土砂、碎石等、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画書を所定様式により作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 8 受注者は、請負代金額が一定額（100 万円）以上の場合、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊など）、建設廃棄物（その他がれき類、建設発生木材、建設汚泥（泥水を含む。）、建設混合廃棄物、金属くず、廃塩化ビニル管、廃プラスチック、廃石膏ボード、紙くず、アスベストなど）または建設発生土を工事現場から搬出する場合には、再生 資源利用促進計画書を所定様式により作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 9 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、前2項の工事現場搬入及び工事現場搬出が完了した後、速やかに実施状況を記録した再資源化等報告書、再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）を所定様式により作成し、監督職員に提出しなければならない。	共－1－1－1－36 誓約書の提出について 受注者及び下請負人等は、暴力団員または暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。 共－1－1－2－1 現場代理人及び主任技術者(または監理技術者)等 2 前項に規定する現場代理人については、受注者の直接的な雇用関係にある自社社員であるとともに、かつ工事現場の運営、取締りが行える知識と経験を有する者を受注者は選任し、他の工事（この場合において、建設業法に規定される建設工事を含む。）に従事させてはならない（関連工事における随意契約を除く）。 また、営業所に置かれる経營業務の管理責任者、営業所に置く専任の技術者でないものとする。 なお、直接的な雇用関係とは、現場代理人とその所属受注者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいう。従って、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。 3 受注者は、発注者が前項に規定する雇用関係を確認するため、現場代理人について「経歴書」及び「受注者に所属することを証する書面」届出書（下記に示す公的に雇用関係を証する書類のいずれかの写しを添付する。以下同じ。）を所定様式により作成し、請負契約締結後 21 日以内に監督職員に提出しなければならない。また、現場代理人を変更したときも同様に提出（変更が生じた日から 10 日以内）しなければならない。 - 健康保険被保険者証（所属会社の判るもの） 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 市区町村が作成する住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用） 監理技術者資格者証 共－1－1－2－7 工事の一時中止 1 （省略） (1) ～ (4) (省略) 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、または監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができるものとする。 3 前2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を作成のうえ、監督職員の承諾を得るものとする。 また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。 共－1－1－3－1 建設副産物 7 受注者は、請負代金額が一定額（100 万円）以上の場合で、特定建設資材（加熱アスファルト混合物等）または土砂、碎石等、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画書を所定様式により作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 8 受注者は、請負代金額が一定額（100 万円）以上の場合で、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊など）、建設廃棄物（その他がれき類、建設発生木材、建設汚泥（泥水を含む。）、建設混合廃棄物、金属くず、廃塩化ビニル管、廃プラスチック、廃石膏ボード、紙くず、アスベストなど）または建設発生土を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画書を所定様式により作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 9 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、作成した再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。再生資源利用（促進）計画の工事現場掲示様式については、国土交通省のホームページに掲載の様式を使用することとする。 10 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、前2項の工事現場搬入及び工事現場搬出が完了した後、速やかに実施状況を記録した再資源化等報告書、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を所定様式により作成し、監督職員に提出しなければならない。	